

広島県立美術館展示施設等利用許可取扱要項

広島県立美術館展示施設等（展示施設（以下「県民ギャラリー」という。）及び講堂）の利用許可の手続きについては、次のとおりです。

【県民ギャラリー】

1 利用期間及び2期制（前・後期）の採用

- (1) 利用できる回数は団体又は個人につき、原則として同じ年度内に1回です。
- (2) 利用できる期間は、原則として、月曜日の13時から翌週の月曜日の12時までを1単位とし、1単位を貸し出します。
展覧会期間中の利用時間は、美術館の開館時間どおりです。詳細につきましては、後日ご案内させていただきます。
- (3) 利用の時期は、年間を次の2期に分けることとします。

前 期	4月1日から9月30日まで
後 期	10月1日から翌年3月31日まで

2 利用希望の申し出

県民ギャラリーの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、「利用希望申込書」（別紙様式1）と、美術団体調査表（別紙様式2：個展の場合は不要）、添付資料を次の期間内に提出してください。

前 期	前年度の9月1日から9月20日まで（グループ1～3の団体） 前年度の9月1日から9月末日まで（グループ4の団体）
後 期	前年度の3月1日から3月20日まで（グループ1～3の団体） 前年度の3月1日から3月末日まで（グループ4の団体）

3 利用許可の優先順位

公立美術館として、公共性・広域性・教育性の確保といった観点から、次のとおり利用の優先順位を定めています。

- グループ1：国又は県が主催（企画・運営する協議会等を含む）する美術展覧会
- グループ2：報道機関が企画・主催する公共性の高い美術展覧会（一般公募展を除く）
- グループ3：全国的規模又は全県で活動実績のある一般公募団体が主催する美術展覧会及び学校教育法にかかげる学校が主催する美術展覧会
- グループ4：全県的規模の美術団体が主催する美術展覧会及び、その他の美術団体または個人が主催する美術展覧会

4 利用日程の調整

利用日程及び展示室を調整するため、県民ギャラリー利用調整会議（以下「会議」という。）を開催します。会議の開催は次に掲げるとおりです。

- (1) 会議は、年2回開催するものとし、その時期はおおむね次のとおりです。

前 期	前年度の10月中旬～下旬
後 期	当該年度の4月中旬～下旬

- (2) 会議は、利用希望者（利用希望者の委任を受けた責任ある代理人を含む。）をもって構成します。
- (3) 会議に出席しない利用希望者については、優先順位の最下位にランクするものとします。

5 利用の申込み

会議において調整された利用日程及び展示室は「内定」とします。

内定者は、「展示施設等利用申込書」（別途交付。以下「利用申込書」という。）を期間内に提出してください。

6 利用日程調整後の利用申込み

利用日程調整後において展示室に空室が生じた場合は、会議のくじで決まった順番にご案内します。内定者は、速やかに利用申込書を提出してください。

7 利用者の決定

提出された利用申込書に基づき、前期又は後期の6か月間の利用者を決定します。

8 利用許可書等、及び会場責任者証の交付

決定した利用者に対し、利用開始日の1か月前までに「展示施設等利用許可書」（以下「利用許可書」という。）、「会場責任者証」及び当該利用に係る利用料金お支払いのご案内を送付します。

9 利用料金のお支払い

利用料金は、利用開始日の2週間前までに現金を当館までお持ちいただくか、銀行でお支払いください。お支払いの際の振込手数料は、利用者の負担となります。

※銀行でお支払いの際、必ず「利用申込書」に記入いただいた団体名でお支払いください。

10 電気設備利用計画書の提出

特別の照明設備又は電気器具を使用される場合は、あらかじめ「電気設備利用計画書」を提出するとともに、必要な利用料金をお支払いください。

11 終了後の報告

事業終了日に「県民ギャラリー利用終了報告書」を提出してください。

12 その他

館内の備品・機器等の不適切な使用やき損、消防法等遵守事項に反する行為等が認められた団体については、利用の取消しや次回以降の利用申込を受け付けないことがありますので、係員の説明を十分理解するとともに、指示に従ってください。

【 講 堂 】

1 利用時間

1時間単位での利用を許可することとし、利用できる期間は月曜日から日曜日（ただし休館日を除く）の9時から21時までです。ただし、美術館が主催事業を開催する場合は、利用できません。

2 利用申込みの受付

利用申込みは、原則として利用日の4か月前から受け付けます。最初に利用希望調書を提出して下さい。

3 利用の決定、利用許可書等の交付

「展示施設等利用申込書」を利用日の1ヶ月前までに提出してください。提出された利用申込書に基づき利用の可否を決定し、利用を許可した場合は、「展示施設等利用許可書」及び当該利用に係る利用料金のお支払案内を送付いたします。

4 利用料金のお支払い

利用料金は、利用開始日までに現金を当館までお持ちいただくか、銀行でお支払いください。お支払いの際の振込手数料は、利用者の負担となります。

※銀行でお支払いの際、必ず「利用申込書」に記入いただいた団体名でお支払いください。

5 電気設備利用計画書の提出

電気設備を使用される場合は、あらかじめ「電気設備利用計画書」を提出するとともに、必要な利用料金をお支払いください。

6 終了後の報告

事業終了日に「講堂利用終了報告書」を提出してください。

7 その他

館内の備品・機器等の不適切な使用やき損、消防法等遵守事項に反する行為等が認められた団体については、利用の取消しや次回以降の利用申込を受け付けないことがありますので、係員の説明を十分理解するとともに、指示に従ってください。

その他不明な点は、次へお問い合わせください。

〒730-0014 広島市中区上鞆町2-22

広島県立美術館 県民ギャラリー担当

Tel 082-221-6246 / Fax 082-223-1444